

岩手県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和8年7月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

種別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	一関西城病院	一関市大手町3番36号	令和8年6月17日
病院	医療法人社団松誠会介護医療院たきざわ	滝沢市鶴飼笹森42番地2	〃